

暮らしの ここカタ 弁護士相談室

第2回



田阪法律事務所 弁護士 田阪 裕章さん

原因の多くは遺留分の侵害 能力の有無は内容で判断

「もめやすい遺言書の事例」
遺言書があると相続でもめることはいらないと思いますが、必ずしもそうとは限りません。遺産の分配が極端に不平等なケースでは、かえってトラブルを招くリスクもあります。

**Q 遺言書があると、もめな
いと思いがちですが、もめやす
いケースを教えてください。**

A 分かりやすいのは、遺留分を侵害しているケースです。遺留分は、法定相続人が最低限相続できる割合のことをいい、民法で定められています。配偶者や子供の場合、遺留分は法定相続分の2分の1になります。ただし、兄弟姉妹には遺留分はありませんので、注意が必要です。

例えば、相続人が長男と二男の場合、法定相続は2分の1ずつですが、遺言書に長男に全部を相続させると書いてあると、二男は遺産が全くもらえず、大きな不満を抱くことになります。

このようなケースは相続で一番もめやすいのですが、被相続人の死後に、二男から長男に対して、遺留分侵害額を請求すること、二男は、遺産総額の4分の1に相当するお金の支払いを受けることができます。

逆に言えば、このようなケースでは、遺留分侵害額請求がなされることを前提に、生命保険なども活用しながら、相続税も含めた相続対策が必要です。遺言書を作成して、長男に自宅(不動産)をのこしたものの、預貯金が少なかつたため、長男が遺留分侵害額を支払うことができず、自宅の売却を余儀なくされるというケースも多く見受けられます。

このように、遺言書において遺留分をどう考慮するのかが、遺言書の最重要ポイントと言ってもよいと思います。

Q 認知症は遺言書の有効・無効の判断で、もめる原因になるのでしょうか。

A 遺言書を書いた時点において、遺言者に遺言能力(意思能力)がないと無効になります。

裁判では、遺言能力の有無は、医師の医学的判断を尊重しながら裁判官の法的判断により決められています。医師が認知症と診断したとしても、それだけで一律に遺言能力が否定されるわけではありません。認知症といっても症状の進行状況はさまざまであり、また、遺言書の内容が平易かどうかによっても変わります。

例えば、不動産のうち〇〇は長男に、株式のうち〇〇は長女に、預金のうち〇〇は長女に、個々に書いてあれば、個々の財産を把握できるだけの判断能力が必要です。しかし、遺産を全て長男にと書いてあると、個々の財産を把握する判断能力は不要で、長男が誰かを理解することさえできていれば、有効になる可能性があります。

認知症が進めば進むほど、遺言書が有効か無効かの判断は難しくなり、その結果、もめやすくなる可能性があります。

遺言書が無効になってしまうことを防ぐためには、公正証書遺言を作成することをお勧めします。ほかにも、遺言者が遺言書を書いている様子や遺言書の内容について話をしているときの様子を動画撮影したり、専門の医師の診察を受けて、長谷川式簡易知能評価の検査結果などを残しておくことも有用です。

もめない相続のためには普段の人間関係も重要です。相続については、「遺言があるからもめない、ないからもめる」という単純な話では語りつくせないところがあります。

相続がうまくいくかどうかは長年積み上げてきた人間関係に左右されることも大きいと考えます。(次回はもめる相続・不動産)



たさか・ひろあき 京都大学法学部卒業。総務省(旧郵政省)などを経て2008年弁護士登録。2024年田阪法律事務所設立。大阪市消費者保護審議会委員、大阪武道振興協会監事の経験あり。

☆田阪法律事務所 大阪市中央区堂島1の1の5 関電不動産
梅田新道ビル4階 TEL 050・3628・2026
<https://souzoku-t-bengo.com/>